

## 仕 様 書

### 第1 委託件名

令和7年度島しょ地域におけるMICE誘致支援業務委託

### 第2 契約期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

### 第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

### 第4 委託目的

MICE開催を通じて国内外に東京の島しょ地域の魅力をPRし、国際的なプレゼンスの確立を目指すとともに、旅行者の誘客にも繋げていく。そのために、会議施設や宿泊施設が充実している八丈島のMICE受入体制構築及び八丈島の取組を参考に他の島しょ地域におけるMICE受入体制構築に向けた支援を実施する。

### 第5 委託内容

#### 1. 全体運営

- (1) 受託者は、MICE産業全体の振興を図る観点から、公平かつ客観的な見地に基づいて本委託業務の履行を行うこと。
- (2) 受託者は、事業実施に先立ち、契約後速やかに事業スケジュール等詳細を明らかにした事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。
- (3) 事業の実施に当たっては、財団に協議・報告・提案を行いながら進めること。

#### 2. 八丈島への支援事業

##### (1) 事業内容

受託者は、八丈島観光協会をはじめとした八丈島関係者に対して、MICE受入体制構築を支援するため、以下の業務を実施すること。

##### ア MICE誘致に向けた支援

- (ア) 八丈島へのMICE誘致を支援するため、関係者に対してMICEの開催効果や意義等を説明するとともに、MICE誘致に必要な知識、ノウハウ及び参考事例等を提供すること。さらに、地域の特性や地域との親和性等を踏まえ、ターゲットとなり得るMICEや分野の方向性について関係者に対して適切に助言等を行うなど、支援を行うこと。なお、支援にあたっては、財団から提供する「令和4年度 都内島しょ地域におけるMICE誘致開催に向けた調査等業務委託 報告書」及び「令和6年度 都内島しょ地域におけるMICE誘致支援業

務委託 報告書」を参考に、具体的な支援を行うこと。

- (イ) 島内のユニークベニューとして利用できる施設と利用方法について検討すること。当該施設に対して、MICE受入に必要な知識、ノウハウ及び参考事例等を提供すること。また、利用の条件整理、必要な設備や受入体制等について、当該施設と調整を行うこと。当該施設を「TOKYO Unique Venues」に掲載するにあたっては、調整に協力すること。
- (ウ) 島内のMICE参加者向けコンテンツの開発・改善等に対して助言等を行うこと。
- (エ) その他、関係者からの相談への対応や、関係者によるMICEに関する説明会等開催時の運営支援（設営や機器の手配等は除く。）など、適宜、関係者のMICE誘致に向けた取組を支援すること。

イ MICE関係者以外の住民等を対象としたMICE開催意義の普及啓発

- (ア) 関係者による住民等向けのMICE開催意義の理解を促すための取組に対して適切に助言を行うこと。
- (イ) (ア)の取組に対し、必要に応じて素材の提供や講師としての協力、講師斡旋などの支援を行うこと。

### 3. 八丈島以外の都内島しょ地域に対するMICE誘致に向けた支援

#### (1) 事業内容

受託者は、八丈島以外の都内島しょ地域に対し、以下の業務を実施すること。なお、対象とする島しょ地域については、財団と協議すること。

ア 八丈島以外の都内島しょ地域におけるMICE誘致に向けた支援

- (ア) 対象となる島しょ地域について視察し、MICE関連事業者へのヒアリング等を行うことにより、島内関係者のMICE誘致に関する関心度やニーズ、MICE誘致に資する可能性のあるコンテンツ等について把握すること。
- (イ) 当該地域関係者に対して、当該地域へのMICE誘致を支援するため、関係者に対してMICEの開催効果や意義等を説明するとともに、MICE誘致に必要な知識、ノウハウ及び参考事例等を提供すること。なお、適宜、八丈島のMICE関係者との情報交換やワークショップの開催など、八丈島のMICE受入体制構築に対する取組を当該地域でも参考となるよう提供すること。
- (ウ) その他、関係者からの相談への対応や、MICE参加者向けコンテンツの開発などについて、適宜、関係者のMICE誘致に向けた取組を支援すること。

イ 八丈島以外の都内島しょ地域におけるMICE関係者以外の住民等を対象としたMICE開催意義の普及啓発

- (ア) 関係者による住民等向けのMICE開催意義の理解を促すための取組に対して適切に助言を行うこと。
- (イ) (ア)の取組に対し、必要に応じて素材の提供や講師としての協力、講師斡旋

などの支援を行うこと。

## 第6 事業実施上の留意事項

1. 本委託の実施に当たっては、委託事業で支援を行う島内関係者等に対し、本委託の目的、意図、留意点等を説明し、島内関係者等の意思等を確認すること。
2. 財団からの受託事業であることを理由に、協力を強制しないこと。また、本委託の協力者等に対して不快感、不信感を抱かせないように十分に配慮すること。
3. 受託者は、可能な限り、島内関係者等から本委託の実施に必要な協力を得るよう努力するとともに、本委託で支援を行う島内関係者等の意思を尊重し、感情を害しないように十分に配慮すること。

## 第7 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

## 第8 成果品

1. 以下の成果品を契約期間内に財団が指定する場所へ納入すること。
  - (1) 報告書（A4版カラー、中性紙、簡易製本したもの） 3部
  - (2) 報告書の電子情報（CD-R又はDVD-R） 2部
2. 電子データの提出は以下によること。
  - (1) 報告書の電子データは、Microsoft社製Word・Excel・Power point等により編集可能な形式及びPDFファイルとする。
  - (2) 格納媒体は原則CD-R又はDVD-Rとする。また、全てウイルスチェックを実施した上で保存し、収納ケースやCD-R等に、委託年度及び委託件名等を付記すること。
3. 成果品は財団に帰属するものとする。

使用する用紙及びインキは、別紙1「東京都グリーン購入ガイドに定める環境配慮仕様（水準1）」のとおり、印刷物に関する環境配慮仕様【水準1】を満たすものとする。
4. 成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

## 第9 納入場所

公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部誘致事業課  
東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリス15階

## 第10 著作権

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*第14に定めるところによる。

\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi\\_tokkishiyosho\\_20250401.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx)

#### 第1-1 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

#### 第1-2 守秘義務

受託者は、第1-3により財団が承認した場合を除き、本契約の履行に際して知り得た情報を第三者へ漏洩してはならない。また、財団及び情報を提供した者の許可なく本業務遂行以外の目的に当該情報を使用しないこと。なお、本契約終了後も同様とする。第1-3により財団が承認した再委託先についても、同様の守秘義務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

#### 第1-3 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

#### 第1-4 個人情報の保護等

1. 「東京観光財団個人情報取扱要領」\*\*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」\*\*\*に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり第1-3により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

\*\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_yoryo\\_20250401.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf)

\*\*\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyosho\\_20250401.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx)

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

- (1) 第5-2及び3で受託者がMICE関係者から入手する情報（氏名、所属、連絡先等）
  - (2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスやcookieなど）も（1）（2）と同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
2. 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*\*\*\*に定められた事項を遵守すること。

\*\*\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi\\_tokkishiyosho\\_20250401.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx)

また、第1-3により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様

に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

(1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

(2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

3. 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

(1) 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど

(2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）も（1）と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

#### 第15 天災その他不可抗力による契約内容の変更

天災事変その他不測の事由に基づく経済情勢の激変や、疫病の流行等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

#### 第16 支払方法

受託者への支払は、別紙2「委託完了届」による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

#### 第17 その他

1. 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
2. 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
3. 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に確認すること。
4. 障害・事故等が発生した場合は、直ちに財団へ連絡後、速やかにこれを処理し書面で報告を行うこと。
5. 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
6. 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 電話：03-5579-2684
--